

福島市ブロック塀等撤去助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福島市耐震改修促進計画に基づき、地震による道路に面するブロック塀等の倒壊や転倒による被害を未然に防止し、市民の安全と安心、避難経路を確保するため、倒壊の危険性があるブロック塀等を撤去する者に対し、福島市ブロック塀等撤去助成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路その他一般交通の用に供されている道をいう。
- （2） ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀（門柱を含む。）をいう。
- （3） 高さ 道路面からの高さをいう。
- （4） 見付面積 ブロック塀等の高さにその延長を乗じて得た面積をいう。
- （5） 倒壊の危険性があるブロック塀等 安全点検の結果、安全対策が必要と判断されたものをいう。
- （6） 補助対象者 ブロック塀等の所有者（個人に限る。）であって、補助金の交付対象となる者をいう。

（補助の対象となるブロック塀等）

第3条 補助金の交付対象となる倒壊の危険性があるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） 福島市内に存すること。
- （2） 道路に面し、地震等により倒壊のおそれのあること。
- （3） 高さが80センチメートル以上であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う補助対象ブロック塀等を撤去する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 福島市内に本店又は支店等を置く工事施工者との契約により施工されること。
- (2) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (3) 補助対象ブロック塀等について、他の制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 法第42条第2項の規定により指定された道路用地に面する場合は、地盤面までブロック塀等や工作物を全て撤去すること。また、撤去後に当該道路用地内に新たなブロック塀等を設けないこと。
- (5) ブロック塀等を撤去することにより、残る高さを80センチメートル未満、かつ2段以下とすること。
- (6) 道路面のブロック塀等を部分的に残す場合、残すブロック塀等の適法性と安全性を確保すること。
- (7) 市税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。
- (9) ブロック塀等の撤去に着手していないこと。

2 補助対象事業に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等（基礎を含む。）の取り壊しのための経費、取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分のための経費、撤去部と存置部の取り合いの補修のための経費をいう。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助対象ブロック塀等の見付面積1平方メートル（高さ及び長さの単位はメートルとし、小数点第2位以下を切り捨てる。）あたりに、5,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、100,000円を限度とする。

2 見付面積の総面積に1平方メートル未満の端数が生じるときは、小数点第2位以下を切り捨てる。

3 第1項の規定に基づき算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付の申請に添付すべき書類）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 着工前の現場写真
- (3) 完納証明書（証明願）の原本
- (4) ブロック塀等概要及び補助金額算定書（様式第2号）
- (5) ブロック塀等の点検表（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。
（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第7条の規定による交付決定の通知を受けてから補助対象事業に着手すること。
- (2) 補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに補助対象事業を完了し、補助事業等実績報告書（様式第8号）を提出すること。

3 補助対象者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けてブロック塀等を撤去するときは、関係法令に基づき適切に処分しなければならない。

4 補助対象者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けてブロック塀等を撤去した後、新たに塀等を設置する場合は、関係法令を遵守し倒壊の防止など構造の安全性について十分配慮されたものとしなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付申請を取下げの場合は、補助事業等取下げ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げの受理等の通知）

第9条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により、補助対象者に通知するものとする。

- (1) 第11条(1)号又は規則第7条の通知の前に届出を受理したとき 取下げ届を受理した旨の通知書（様式第5号）
- (2) 規則第7条の通知の後に届出を受理したとき 交付決定を無効とする旨の通知書（様式第6号）

(補助事業等の内容変更等の手続)

第10条 規則第6条の規定による補助事業等の変更(当初工事目的を変更しない範囲のもので補助金の額に変更を生じない変更を除く。)、中止又は廃止をしようとする場合は、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 変更工事見積書(変更の場合に限る)

(2) 変更する内容を表した計画図(変更の場合に限る)

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき(補助等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助対象事業の成果を記載した補助事業等実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 契約書等及び領収書の写し

(2) 施工後の現場写真

(3) 産業廃棄物管理票のA票又は電子マニフェストシステム(受渡確認票)の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(不決定通知等)

第12条 市長は、申請若しくは報告の内容の審査をした結果適当でないと認めたとき、又は現地調査の結果適当でないと認めたときは、次の各号に定める申請又は報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により、理由を付して補助対象者に通知するものとする。

(1) 規則第4条第1項に規定する補助金等の交付の申請 補助金不交付決定通知書(様式第9号)

(2) 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する補助事業等の変更、中止又は廃止の承認申請 承認できない旨の通知書(様式第10号)

(3) 規則第14条に規定する補助事業等の実績報告 補助金の額の確定ができない旨の通知書(様式第11号)

(補助金の交付の請求)

第13条 補助対象者は、補助金の額の確定後に補助金の交付の請求を行うものとする。

2 規則第17条第2項の補助金交付請求書は、様式第12号によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(名称変更)

この要綱による改正前の福島市ブロック塀等撤去助成事業補助金の交付等に関する要綱（平成30年10月18日から施行）を、この要綱による改正後の福島市ブロック塀等撤去助成事業補助金交付要綱に名称変更する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。